

平成23年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月15日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 2 号	平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願（請願審査報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第8号	平成24年度農業予算編成及び税制改正に関する意見書
日程第 5	意見書案第9号	森林・林業・木材産業政策に関する意見書
日程第 6	意見書案第10号	T P P協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書
日程第 7	選 挙 第 6 号	豊頃町選挙管理委員の選挙
日程第 8	選 挙 第 7 号	豊頃町選挙管理委員補充員の選挙
日程第 9		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会、産業厚生常任委員会）
日程第 10		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮口孝君
副 町 長	石田貢君
教 育 委 員 長	前川啓一君
教 育 長	菅原裕一君
農 業 委 員 会 長	竹下昌徳君

代表監査委員	山口浩司君
総務課長	山本芳博君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	吉村進君
福祉課長	高井伸夫君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	柄崎明久君
子育て支援所長	高倉明君
福祉課保健士長	辻本峰子君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫誠議員を指名します。

◎ 請願第2号

- 小野木議長 日程第2 請願第2号平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

森産業厚生常任委員長。

- 森産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号、請願第2号。
- 2、付託年月日、平成23年12月8日。
- 3、件名、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願。
- 4、審査の結果、採択すべきものと決定。
- 5、委員会の意見。

政府はTPP交渉参加など高いレベルでの経済連携を進めようとしているが、我が国の食料安定供給と自給率目標達成、さらに、持続可能な北海道農業の確立を図るために、税制改正、食品産業対策、生産基盤の確立など総合的な対策が必要となることから、願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第3 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 通告に従って、3点ほど質問させていただきます。

中学校における武道の必修化についてでございます。

1点目として、その目的とする意義についてであります。本年度から、中学1、2年男女が保健体育で、武道教育が必修となります。今、このことに取り組む目的とする意義について、お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、どのような武道に取り組むのかということでございます。剣道、柔道、相撲など、日本の固有の武道文化を学ぶねらいがあるようですが、どのような武道に取り組むのか。

我が町は、スポーツ少年団活動も活発であり、古くから剣道少年団もあり、子供たちの指導に積極的に取り組んでいます。それらのことを考えますと、剣道に取り組むのが妥当だというふうには考えられますが、どのような武道に取り組むのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。また、それらに取り組むための用具類の整備については、どのように考えているのか、あわせてお伺いいたします。

3点目として、指導体制についてでございますが、いずれの武道においても、日本の伝統文化に基づいた所作や礼法などがあって、より高度な精神性が求められますが、一朝一夕に指導の要領を得られるものではないのではないかというふうには考えられます。指導体制について、どのようにお考えなのか、また、それらに備えて講習や研修会が行われているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 お答え申し上げます。

3点についてです。

1点目、目的、意義関係でございますが、さきに告示されている新学習指導要領によって、小学校では既に新たな教育課程が編成されているところですが、中学校におきましては来年度、平成24年度から実施することとされています。この新学習指導要領では、我が国固有の伝統的な文化の一つであります武道を、学校における体育教科の内容として取り入れることは、我が国の文化や伝統を尊重するという観点はもとより、武道が持つ礼を重んじ、相手を尊重する態度などが豊かな人間形成を図る上でも有意義であることから、具体的な指導内容が示されたものであります。

次に、取り組む種目でございますけれども、武道の実施領域につきましては、柔道、剣道及び相撲の中から選択するコースとなっております。豊頃中学校においては、本町の剣道の状況、歴史や競技人口なども重要な要素と考えました。活動の歴史も長く、少年団や中体連出場など、活動が盛んであることなどから、剣道を選択し履修されることとしています。

なお、用具につきましては、備品として町で一定のものを用意することといたしております。

次に、指導体制でありますけれども、基本的には体育担当教員が指導をすることとなります。体育担当教員もすべての教員が剣道を指導できるわけではありませんので、既に、実技研修、理論研修等が実施されているところであります。

なお、本町におきましては、豊頃町剣道連盟が従来から熱心に活動されておりますし、剣道少年団の指導者も充実されていることから、外部指導者として協力の申し出もいただいているところであります。

以上であります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 それでは、具体的にお聞かせ願いたいと思いますが、指導には教職員がこれに当たるようではありますが、熟練化が必要で奥の深い精神性が求められます。そういった教育が思うようにできるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 答えいたします。

御承知のように、学校には剣道の熟練者という者は、本町の場合は存在しておりません。したがって、中学校における教育過程を実現するという範囲で、基本的な指導を目的としております。現在、先進校の授業研修、あるいは実践研修が始まっておりますので、教員についても基本的な要素を身につけていただくこととしております。

なお、冒頭申し上げましたけれども、町内剣道団体、剣道指導者の皆さんの御協力もいただける見込みでありますので、子供たちにしっかり指導してまいりたいと考えているところであります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 剣道であれば、面だとかそれらのものを装着するのにいろいろな方法があるように伺っております。用具類も数量をある程度そろえないと一遍に行えないというふうに思っ

おりますが、それらの準備に対するお考え方はいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 中学校体育実技として剣道備品につきましては、本年度当初予算で議決いただいたところでございますけれども、現在、30組を予定し、面、胴、竹刀等の購入準備を進めているところでございます。この30組につきましては、今後、数年見込まれる平均生徒数をもとに計算しております。

以上でございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 この武道必修に取り組むことによって、これまで行っていた時間割に対する影響というものはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 教育課程の中で、体育教科の時間数というのは従来決められておりますけれども、年間で90時間程度のものが105時間というふうに15時間増加しております。この中で武道というものが、従来の選択制から必修になりましたので、105時間の1割程度ふえた時間を見込みまして武道を指導することとなります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 105時間で取り組んでいたということは、そのときに取り組んでいたものは、このことよって失うということはないのでありましょか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 体育協会の領域には機械運動、あるいは陸上競技、それから球技、さらに今回加わりましたダンス、もろもろの領域がございます。どの領域を何時間指導するかということにつきましては、校長が教育課程を編成する中で、責任を持って考えるわけですが、現在、お聞きしております範囲では105時間のうちの1割前後を武道に充てると。したがって、従来から実施してきて、時間数の一番多い球技等につきましては、現状どおりの時間を確保していくと、このように伺っているところでございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 今、学校教育の中でも一般の人を招聘して教鞭をとってもらおうということが行われておりますが、剣道少年団の指導者の中にも有段者がおり、そういった人たちの手伝いを受けて生徒の指導に当たるということは、お考えなのかどうか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 本件につきましては、従来から報道もありますけれども、例えば、小学校においては書道、有段者、あるいは書道の指導者を学校にお招きをして、先生と一緒に子供たちに指導いただくというふうなことを実施しております。関連しまして、中学校におきましても、お話しがありました体育教員だけでは十分でないという部分につきましては、町内の剣道連盟から中学

校で剣道が実施される場合は、ぜひ指導について協力をすると、こういう申し出もいただいておりますので、来年度から外部指導者と言いますが、外部指導者としてお願いすることは可能であるというふうに考えているところでございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 最後に1点だけ、剣道が強くなるかならないかということだけでなく、あくまでも精神努力に重点を置くものでなければならぬと思いますが、いかがでございましょうか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 来年度から、導入される武道では先ほど申し上げましたように、礼を重んじ、相手を尊重する態度を養うものであります。一方で競技でありますので勝敗がつくわけでございます。これについては一定のルールのもとに勝敗を競うことになり、その中には楽しさや喜びというものもございます。この中の達成感や成就感を大切にしながら、指導できるよう配慮してまいりたいと考えているところでございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 以上で終わります。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

●小野木議長 再開します。

一般質問、通告順番2、1番杉野好行議員。

●1番杉野議員 先般、通告いたしましたとおり、今後の豊頃町の防災対策についてということで、特に、津波対策についてお伺いしたいと思います。

まず、通告の1番、2番を一括して質問させていただきますので、御答弁願います。

本町は特に地震災害に弱い、また、水害にも弱い地域でありますけれども、地震災害の中で特に、大津地域を持っている以上、津波というものが非常に恐ろしい被害を及ぼしているのが現状であります。本年の3月11日の東北沖、太平洋沖地震におきまして、大きな津波被害を受けておりますけれども、この中で、近隣沿岸町村においては、それぞれの対策が進められてきております。そういう中で、我が町は対策をとる上で非常に立地条件がよくないというふうに私は理解をしておりますし、そういう土地条件にある我が町としては、町長も対応に苦慮されているものと考えております。

というのは、安全に避難のできる高台地が近くにないということでもあります。ほか3町については居住している地域のすぐそばに、ある程度の高台地がございますけれども、本町大津については、高台地まで数キロあるというような形の中で、安全に避難するために今般の東北の大震災を見る限り、構築物で防げるものでないとするならば、道路網を整備し、確実に逃げるのが大切だというような思いでおります。

そういう中で、今後どのような形で避難路を進めていかれるのか、また、築山等の整備も進んでいるようでありますけれども、どういう体制で避難を誘導するのか、まず、これをお伺いするとともに、今般、ハザードマップの作成が間近になるにつれて、事前に地域住民に説明会を開催されられたというふうに伺っております。地域住民がもとより、15年の十勝沖地震以来、私に寄せられていた意見としましては、細部にわたり細かく意見を聞いてほしい、そういう場を持ってほしいということで、寄せられていた住民の声がようやく実現したなという思いでおります。それらの説明会の参加状況も含めて、まずはこの2点についてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁をさせていただきます。

最初の防災対策が出されている我が町の対応でございますけれども、津波による災害については、いつ、どこで、どのような規模で発生するか、極めて予測が困難な災害でございます。海岸地区の住民の方々の生命、財産など、大きな被害をもたらすことは御承知のとおりでございます。特に、このたびの東日本大震災による未曾有の津波災害は、想定を超える被害が発生、多くの尊い命を失いましたが、いかなる災害であっても、人的被害を最小限に食い止めることが最も優先しなければならないと思っております。これらのことを踏まえながら、現在、津波のハザードマップの計画作成に取り組んでおります。

ハードの面では、御案内のとおり築山を初めとする緊急避難場所の整備や避難路の整備を、国や道の協力を得ながら現在取り進めているところでございます。

次に、2番目の答弁でございますけれども、津波のハザードマップの説明会につきましては、去る11月18日、大津地区コミュニティセンターで、大津地区の行政区長さんや各事業所、その他の団体の代表に御案内を申し上げ、また、国や道の関係機関、消防団の幹部の方々にも主席をいただき、開催いたしました。地域の方々の参集が低調であり、説明会の開催方法等に問題がありましたので、これらを深く反省をしながら、今後十分検討してまいりたいと思っております。

ハザードマップの内容につきましては、地震災害による災害を予測し、その被害範囲の地図化したものであり、予測される地震の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには、避難経路、避難場所などの情報を既存の地図上に図で示したものでございます。

今回の説明会で示したものは、津波ハザードマップの素案であります。太平洋沿岸に被害をもたらす、十勝沖・釧路沖地震、三陸沖北部地震、500年周期地震の三つの地震を想定しており、地震発生の際に予想される津波の影響開始時間、最大遡上高を指標で示すとともに、最も大きな被害が予想される500年周期地震の際の、沿岸地区の想定水深の深さを色分けして表示しております。また、避難場所、緊急連絡先、避難の際の注意事項等の情報も掲載しております。

ハザードマップは、年内をめどに完成を予定しており、年明けになります。議会を初め住民の方々に御説明できるものと考えております。ハザードマップを利用することにより、地震発生

時に住民が迅速に的確に避難を行うことができ、津波による被害を低減させることにつながることから、高齢者の集まりなど、できるだけ多くの機会を設けて、住民の方々に説明してまいる所存でございます。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 地域住民にハザードマップを示し、説明会を開いていただいたというふうに伺っておりましたけれども、住民参加の低調が目立ったというようなことを、今伺いました。一番大切なものはハード面の道路の整備や港湾、または波を受ける堤防の整備ではなくて、地域住民がどのように、どういう形でそれを認識し行動に移すかというソフト面が一番重要視されるべきであって、いかに、何百万円もかけた絵図面を書いたところで、地域住民がそれを熟知していなければ、ただ絵にかいたもちに終わってしまうわけです。そういう面からいきますと、今までの関係機関に対するさまざまな要請に、関係機関ともに協力をいただきながら動いているというふうに聞いてはおりますけれども、それらの整備も大変重要だというふうに考えますが、この説明会が低調に終わったという御意見をいただく中で、なぜそうなんだろう、どうしてなんだろうというようなことを、内部である程度検討されたのか、まず第1点、これから伺っていきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、今回の会合については非常に一般の方が少なかったということは、当然私どもも、開催のあり方について反省をしました。今後は、ある程度形が見えて、それぞれ関係機関から情報をいただきましたので、完全にでき上がる前にそういったものを、地域の方々の集会所、さらには老人クラブ等々の集まりのときに、担当者なり私どもが出向いて説明をして、災害をできるだけ抑えるように努めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 ここに私なりに調べさせていただいた今回の東北沖の地震による津波の災害地、また、到達高の資料があるわけですがけれども、当豊頃の大津地区、道東の太平洋沿岸はほとんどが岩手県のようなリアス式の海岸でなく、砂浜の広がる遠浅の海というようなことで、津波が集中して押し寄せるような形状には、一応はなっていないというふうに考えます。ただし、東北の各県の中での我が町と姉妹都市を結ぶ相馬のあたりになると、同じような形状海域が広がっております。その中で、相馬あたりでいきましたら9.3メートル、これが気象庁観測データ、500年に一度とはいいいながら、今回のハザードマップで6メートルそこそこの予測をしているようでありますけれども、3メートルの違いがある。6メートル30そこそこの数字を超えてしまったときに、想定外だったというような政府機関での答弁がなされたように記憶しておりますけれども、想定外では済まされないのが人命であります。想定外だったから人命が失われたのだ

というような答弁では、事済みませんので、それらについても絵図面は絵図面、実際に動くのは人間というような思いの中での対策というものが、今後どのようにとっていかれるのか、まずは伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今回のハザードマップの計画につきましては、あくまでも過去の地震の歴史といたしまししょうか、それらを踏まえた中で、専門的な知識の中で取り進んでおります。したがって、今、杉野議員がおっしゃるように、9メートル、10メートルで対応できるのかといったら、実際のところ対応することは不可能に近いと思います。その9メートル、10メートルに対応するものの施設をつくることは、到底難しいのではないかとこのように思っております。特に、地震というのは5分、10分の時間差で生命の分かれ目と言いまししょうか、助かる方、不幸にして亡くなる方がいらっしゃるになりますので、できるだけ、今言ったハザードマップは基本的に各住民が周知しなければ、逃げるすべもなくなりますので、そういった意味では私はハザードマップは大切な資料だと思っております。

また、大津の方々の避難経路場所については、完成しておりませんが、完成後には訓練等で、いち早くその場所に逃げれるような整備を国、道にお願いしながら、早急に進めたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 大津住民の避難についても、非常に大切なことではありますが、大津漁港の中には、プレジャーボートの利用施設もございます。避難訓練を受けていない、また、避難経路がどうであるかを熟知していない観光客等もいる可能性がございます。というのは、平成15年の9月の地震のときには、釣り船利用者の方たちもおられたというふうに伺っております。そういう方たちの命を守るためにも、大津の港、またその周辺の観光施設を利用される方たちに、どのような形でこの避難先、避難経路等を示していかれるのか。このたびの津波においては、検潮器の発信基地が水没して、一部データが欠損したこともございました。大津の漁業協同組合の建物の中へ移設改修をされているところでもありますけれども、本町の予算でいくところは、そのようなところでもありますし、港湾整備については国もかかわってきてくださっている部分がございますので、港湾整備とともに今後町外から来られている方たちの生命を守るためには、どのようにするのか、このことについてあわせて伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 港湾や浜で釣りをしている方の周知方法は非常に難しい問題が残っております。今考えているのは、看板を立てて注意を促すこと。大津漁協にはスピーカーがありますが、消防署にもございますが、これは風向きが違えばもう50メートル先でも聞こえない。さらに、釣り人の方は、それなりの装備をしておりますので、音で伝えることは非常に難しいのではないかと

うふうに考えております。

過日、東北地方でも最後まで住民に知らせて、みずから命を失った女性の方もいらっしゃいますが、できるならば、いち早く全員が逃げていただきたい。不幸にしてその浜にいる方に連絡がおくれる場合もあるかと思えますけれども、それは日ごろからそういった浜で釣りに来る方、またレジャーボートの方については、本町の防災のハザードマップにおけるものを十分周知したり、さらには、そういった看板等で周知して、そういった行動をとっていただくのが一番かなというふうに思っています。

以上です。

●小野木議長 一般質問の途中でございますけれども、50分まで、休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、一般質問を許します。

杉野議員。

●1番杉野議員 3番目の今後の防災対策をどのように進めていくのかという部分について、伺ってまいります。

今まで御答弁いただいた中で、地域住民に対する対応についても細かく進めていくというふうに話していただきました。

ここに至るまで、平成15年の十勝沖地震から関係各機関との連絡会議を数回もたれているようでありまして、地域住民はあの15年から、いつでもいいから、我々の意見を聞いてほしい、そのように言ってこられております。そういう中で、このたびの防災に対して、地域住民を巻き込んだ中での意見聴取、また、防災訓練にしてもお一人で生活されているお年よりに、どのように対応していくのか。自主防災組織がある中で、いざ事が起きたときに、本庁舎内に防災対策本部が立ち上がる前に行動をとらなければならないのが、地域住民だというふうに私は理解をしております。対策本部もまだ整備されない中での、避難活動、避難行動というものが要求されてくるであろうというふうに予測されますので、それらのことも含めて大津支所の対応、または福祉課等の事前の調査、それらのことについて、どのような対応をとっていかれるのかを御答弁願います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大津地域につきましては、御承知のとおり本町の役場から約20キロの距離にあり、津波災害には職員が直ちに向かうことは非常に厳しい状況であります。物理的にも不可能だと思います。特に、先ほども申し上げましたとおり、地震発生後、5分、10分が境目というふうに言われております。このため、地域の皆さんには自主的に迅速な初動避難ができるよう、これからの住民の方々と話し合いを重ねながら、津波の際の避難計画、ハザードマップでありますけれども、これを基本にして防災訓練を実施し、その結果の検証を踏まえながら、津波の際の被

害をできる限り低減できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

また、国、道の関係機関の担当者のレベル会議を開き、それぞれの機関における、これはハードの面でございますけれども、ハードの対策の進捗状況などを十分検討し、一日も早くそういった避難場所の経路整備に努めてまいりたいと思います。一番問題になるのは、何といたっても、社会的立場の弱い方、お年寄り、また障害の持った方々の足をどのような方法で確保するかが、内部でも検討しておりますけれども、非常に厳しいものがあります。ただ、総合的にハザードマップが完成された段階で、それぞれの意見も出てくるかと思っておりますけれども、今の段階では一番大きなのは、どのような方法でそういった社会的立場の人の避難を確保をするかが、これからも課題になろうかと思っております。

いずれにいたしましても、訓練とこれからの住民に対する説明を十分行いながら、前向きに頑張っていく所存でございます。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 本定例会の初日にも、総務文教の常任委員長から報告をさせていただきましたけれども、各学校の防災対策、避難訓練等の報告をさせていただいているところでありますが、大津小学校については、服を着たままでの水泳訓練等、海上保安庁の指導を受けながら進められているというふうに、調査をさせていただいたところであります。大津地域の皆さんは、地域の協議会の中で学校にもそういう形での協力をしながら、防災意識を高揚させようというようなことで取り組んできているところであります。そういう中で、地域の声として伺うのは、あそこに土盛りがどんどんされていくけれども、一体何だろうね、道路をかさ上げしてほしいって四、五年前から言っているけれども、何の返事もないねというような声を、聞いた覚えがございます。

ある程度目鼻がつかないと、説明ができないのが行政の立場だというのは十分理解します。ただし、目鼻が立ちそうだと思ったときに、地域住民にそのことを知らしめていかないと、地域の皆さんは何で土盛りしているのかね、残土が余ったから盛り上げているんだろうと、道路をかさ上げしてくれって言っても、なかなかうんと言わないけれども、急に降ってわいたように、やるようになったね、というようなことでは、やはり地域の皆さんに理解をいただけません。そういう面では、目鼻がつきそうだと思ったときには、最高の努力を傾注して目鼻がつかせるようにするのも行政の立場でしょうし、目鼻がつくような、絵がかけそうであれば事前に地域の方に、それなりの説明をしていく、また、お話しをしていく、情報を開示していくというようなことが、地域住民の不安解消につながりますし、不安解消ができれば、避難行動についてもスムーズに行くのだろうというふうに私は理解をします。

そういう面からも、今後十分地域の皆さんの細かい意見を聞きながら、これらのことに対応をしていただきたいと、また、ハード面については、目鼻がつきそうだというのではなくて、目鼻は絶対つけるのだという固い信念で臨んでいただければということをお願いして、最後の質問にさせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今のハードの面ですけれども、築山等につきましては、今までも広報等を通じてある程度の内容については、住民ひとしく通知をしているところでございます。また、災害対策につきまして、特に、私の町だけでできるものでなく、どうしても、国、道の力をかりなければ、なかなか完成しないということもありまして、町長が責任を持ってその道路なり築山を完成させるということは、なかなかできないような状況になっております。

ただ、今御指摘のとおり、できるだけ早くそういうものについては整備を進め、さらには、国、道の関係機関に要請することにつきましては、今まで以上に行っていきたいというふうに思っております。

また、ソフトの面ですけれども、これからも地域の方々、さらにはそういった団体、老人クラブ等にも、できるだけ向いて説明をしながら、自分はどこに逃げれば一番いいのかということ、常に肌を感じさせるような形で、防災に対する行動を進めていきたいというふうに思っております。特に、年が明けましたら、ほとんど完成されるというふうに思っております。ただ、今の道道等につきましては、これからまた道とも協議しながら、取り進めていきたいというふうに考えてます。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 これで、終わります。

●小野木議長 通告順番3、8番藤田博規議員。

●8番藤田議員 通告に従いましてTPPについて、本町の影響額、産業振興策について、2項目ほど質問をいたします。

まず初めに、本町の影響額についてお伺いします。

TPPとは、トランス・パシフィック・パートナーシップ、環太平洋連携協定の略で、提携国間の商品貿易ばかりでなく、広範囲な分野について原則として例外を設けず、関税を撤廃するものです。

政府は、11月13日に交渉参加に向けて、関係局との協議を始めると表明をいたしました。もし、我が国がTPPに参加することになれば、農産物市場の関税自由化が迫られ、農水省の試算によれば自給率は現在の40%から15%に激減すると予想されます。広大な農地と比較的安価な人件費で生産された海外の農産物は、価格競争において日本の農産物を圧倒し、多くの農業者が生計が成り立たない状況になります。TPPの恩恵を受けるのは一部の輸出大企業と聞きます。そのために、農業や地域経済などを犠牲にすることは許されることではありません。本町は第1次産業が主であり、甚大な影響が懸念するところです。

町長は、さきの行政報告でも壊滅的な影響が想定され、参加阻止に向けて取り組むとのことですが、もし参加した場合の豊頃町の影響などについてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

昨年の第4回定例会において、同様の質問に対して答弁しておりますが、TPP参加により関税撤廃された場合は高関税作物が多い本町農業は壊滅的な影響を受け、それら農産物の輸送業者などを含む多くの関連企業が多岐にわたって影響を受けるものと思っております。

農林水産省が関税を撤廃した場合の国内の農産物の影響を試算した内容によりますと、ビート、でん粉、バレイショでは国内外の品質格差がなく、すべて安い外国産に置きかわり100%減少、小麦につきましては国内産をセールスポイントした小麦を除き約99%が減少、小豆では高級和菓子用を除き約71%減少、金時などインゲンなどの高級菓子でも23%減少する。さらに、牛肉では高級なものを別として、それ以外で75%、牛乳製品では鮮度が重要視される飲用量及び生クリーム等を除き56%が減少すると試算されております。本町のほとんどの農畜産物が安い外国産の競争を強いられることになるわけであります。

影響の額の試算につきましては、単純な品だけ計算しますと、約40億円以上の減少になるかと思っております。これほどの影響があれば、本町の農業が立ち行かない状況になり壊滅的な影響を受けるものと考えております。

また、水産業についても、影響額は小さいものの、農業、漁業が主体の本町におきましては、雇用を含めた商工業、サービス業にも大きな影響があり、町自治体の存続が危うくなるものと考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 いろいろな形の指標の中でその数字が出たかというふうに思っております。道の試算の中では本町はこのTPPに参加した場合は、50%の以上の被害が想定されるというような試算も出ております。町長が言われたとおり、何も対策が取られない中でTPPに参加した場合は、壊滅的な状況になることと思えますけれども、もちろん数字ばかりでなく、多くの方々がどのような形で生活が成り立つのかというふうなことで、戸惑うところかと思えます。

あわせて、この数字ばかりでなく、生産ばかりでなく、そのほかの影響については試算がされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 農産物の農業の生産ばかりでなくて、今言った農産物にかかわる企業がたくさんございます。それらについて我々が調べることは難しいというふうに思っております。

また、今朝の新聞等を見ましても、日本とオーストラリアがEPAを始める。これらにつきましても、TPPの試金石のようなもので、非常に関心を持ちながら見守っていかなければなりません。非常に本町にとりましては危険なことになろうかというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 8番藤田議員。

●8番藤田議員 まだはっきりとT P Pに参加するというようなことではないので、これ以上の論議はできないわけですが、先ほど町長が言われたとおり、町の存続にもかかわるような影響額だと思います。ただこれを数字ばかりで見ていると、そうかというふうになってしまうのですが、それに対してどのような形で今後対応していくかというふうについて、伺いたいと思います。

国はT P Pの参加を見据えたような形で、食と農林業の再生具現化策として我が国の食と農林業の再生のための基本方針行動計画、また道は、T P P協定対策本部が発足し、対応予算が協議されていると聞きます。生産者は現状の厳しい状況の中、精いっぱい努力しながら進めています。生産者が安心して暮らせる環境を整えることが必要かと思えます。今後の産業振興策とあわせて、道のT P P協議対策本部についての概要を聞かせていただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在のT P P参加により、関税が仮に撤廃された場合については、一自治体でその振興策を講ずることは不可能でございます。したがって、こういった重要な問題については、これからも関係団体と協力しながら粘り強く展開することが必要かなというふうに思っております。特に、本町は1次産業、特に農業、水産業が基幹産業でございます。今後もこれらの産業が発達するように、町としては十分その振興策を関係団体と協議しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

先ほど言いました道のほうの内容については、資料は手元にありますが、内容については十分承知しておりませんので、ただ、そういう道の振興策が出た以上は、我々としても十分勉強しながら、それに対応できる豊頃町のあり方について、検討を進めていきたいというふうに思っています。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 北海道T P P協定対策本部というものが、11月14日に設置をされてございます。これにつきましては、知事が本部長を務め、それぞれ道の各部長、それから各振興局長等により構成されています。第1回目については11月の17日に開催をされているところでありますが、まだ本格的な議論はされていません。これまでの経緯、それから過去に示されている想定される影響等、確認をしている程度でございます。対策本部の動きについては、今後それぞれ開催をされてくるというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 道でも、参加を見据えた形で対策本部が設置されているというふうに思います。国はなかなか参加するとは言わないし、どのような形になるのかというのが我々関係者、特に生産者にとっては、どのような運びになっていくのかというのが注目するところでございます。なかなか具体的な何がどうなって、どのような影響がなるの、どういう生産ができるのかと

いうのも、まだわからない状況ですけれども、道に対しては、このような形で対策本部が出てきていることは、やはり見据えた形の行動かなというふうに思いますけれども、本町としては、見据えた中での情報収集なり周知徹底をするような機関を、今後設けながら行動をとるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然そのとおりになると思いますけれども、今現在、政府がなかなかその持っている資料をオープンにしておりません。したがって、非常にその我々末端に来る間に、その内容が右往左往しているのが現状でございます。もちろん窓口は産業課でありますけれども、我々も道なり国なりの情報を的確に把握しながら、その対応に努めていきたいというふうに考えてます。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 現在でも、第1次産業はなかなか低迷が続いているわけでございますし、所得をいかに確保するには、それぞれの分野を検討しながら営んでいるわけでございますけれども、それも含めて、今後のTPPに参加した場合のいろいろな形の手法を情報伝達というか、情報を教えてもらいたいというのが、今の現状なのでございますけれども、今後、その辺についての推移的なものも十分に私たちに伝えていただくことも大事かと思っておりますし、また、TPPに仮に参加しても、第1次産業が十分に生活が成り立つような事例もあるかと思っておりますけれども、その辺の方法を、伝達方法もスムーズにさせていただきたいと思うのですけれども、その辺はどのように考えておりますか、お伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は、こういう情報は行政よりも、逆に農業団体のトップのほうが早いのではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、農業団体等と十分協議というか連絡をとりながら、さらに、豊頃町の農地の基盤をしっかりと整備しながら、土地改良事業を進めていくべきでないかというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 予想しながらなので、なかなかお話しは難しいわけですがけれども、町長はどのような形で受けとめているか定かではないのですけれども、TPPに参加しなくても農家の状況というのは大変厳しい状況があります。後継者問題から農地の集積、いろいろな面で、今は苦勞をしているところでございます。そういう中で、TPPに参加するというふうになって外国での野菜物が入ってくるとなれば、もっともっと生計が厳しくなる。もちろんこの豊頃町としても自治体として成り立たない状況が予想されます。今後に向けて、断固たる参加阻止はもちろんですけれども、参加した場合の対策というものを事前にやはり情報収集しながら、検討することも大事かと思っておりますけれども、どのように考えているか、また、農家は農業者というのは1年1年の

収穫でございます。やはりその辺の時期もわきまえた中での調査というものも、やはり検討していくことが大事かと思えますけれども、その辺をお伺いしまして、質問を終わらせたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 関税は10年間でゼロにしようというふうな、情報を受けているわけですがけれども、ただ、農作物によってはもう700%以上の関税がかかってくる場合もありますし、なかなか作物ごとにまだ先が見えない。さらに、今のTPPはある方が言うに、行く先のわからないバスに乗っているようなもので、果たしてどういう対応をして、降りたらいいのか、進んだらいいのか、または乗らなくてもいいのか国民が正確な判断をできないというのが本音でないかというふうに思っています。

どういう状態になっても、先ほど私も申し上げましたとおり、やはりきちっと土地工面をしながら、いつでもどういう体制になっても、しっかり農業ができる体制だけは、今までどおり継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 質問を終わります。

●小野木議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第8号

●小野木議長 日程第4 意見書案第8号平成24年度農業予算編成及び税制改正に関する意見書の件について議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番森一彦議員。

●4番森議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員森一彦、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

平成24年度農業予算編成及び税制改正に関する意見書の件について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年度農業予算編成及び税制改正に関する意見書。

本年3月11日発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、我が国がかつて経験したことのない精神的苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の収集收拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興です。

こうした中、政府は7月29日に東日本大震災からの復興の基本方針を決定するとともに、8月15日には日本の再生に向けた取り組みを再スタートするため政策推進の全体像を閣議決定し、国家戦略並びにエネルギー及び環境政策を国民に示したところです。

このような未曾有の困難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすことという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立を図るため、平成24年度農業予算編成及び税制改正に当たり、次の事項について強く要望します。

記。

1、日本経済・社会の再建と国内農業対策。

東日本大震災及び福島第一原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築及び内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むと。

国内農業対策の検討に当たっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態など、その課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造及び経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要な政策を確立すること。

自給率目標の達成に向けて、食料・農業・農村政策のみならず税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで取り組むこと。

2、政策の安定的継続と財源確保。

戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、平成24年度予算においても万全な財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。

3、生産基盤確保対策。

農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備、排水対策及び農畜産物の集出荷・調整施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、あわせて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

4、税制改正対策。

軽油引取税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定化に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、農林水産大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

●小野木議長 日程第5 意見書案第9号森林・林業・木材産業政策に関する意見書の件についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番森一彦議員。

●4番森議員 意見書案第9号。提出者、豊頃町議会議員森一彦、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

森林・林業・木材産業政策に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業政策に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところです。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、長引く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、森林・林業再生プランに基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところですが、その復旧・復興が必要であるため、次の項目を実現するよう要望します。

記。

1、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に、森林吸収源対策や木材利用促進を位置づけることなど、森林整備促進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとと

もに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たり、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

●小野木議長 日程第6 意見書案第10号T P P協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書の件についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番森一彦議員。

●4番森議員 意見書案第10号。提出者、豊頃町議会議員森一彦、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

T P P協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

T P P 協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する意見書。

野田総理大臣は、11月11日、T P P 協定交渉参加に向けての関係国との協議開始を表明した。

畑作、酪農、畜産など農林水産業を基幹産業とする十勝において、関税撤廃を原則とするT P P 協定が妥結された後、何ら対策がなされなかった場合には、農林水産業のみならず、食品加工業や運輸、観光等関連産業を含め5,000億円を超える損失と4万人の雇用が失われると予想されています。これは十勝の地域経済の根幹を脅かすものであり、地域そのものが立ちゆかなくなるおそれがあるとともに、日本の食料自給率低下を招くことも懸念され、我が国の食料安全保障を根底から揺るがすこととなります。さらに、医療、公共事業、金融、雇用等国民生活にかかわるさまざまな分野に影響が及ぶ可能性もあり、多くの国民や道民がT P P 協定交渉への参加に反対し、また慎重な対応をするよう求めています。

このような中、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾であります。

よって、国においては、T P P 協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供とあわせて国民的な議論を行うとともに、引き続き、国民同意のないまま、関税撤廃を原則とするT P P 協定には参加しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により要望意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 選挙第6号

●小野木議長 日程第7 選挙第6号豊頃町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員には、片岡富雄氏、小野寺眞太郎氏、青田悦夫氏、川村和也氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、豊頃町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、議長が指名した片岡富雄氏、小野寺眞太郎氏、青田悦夫氏、川村和也氏、以上の方が豊頃町選挙管理委員に当選しました。

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

●小野木議長 再開します。

◎ 選挙第7号

●小野木議長 日程第8 選挙第7号豊頃町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員補充員には、鳥宮慶法氏、神谷秀秋氏、前田マリ子氏、前田精一氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、豊頃町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、議長が指名しました、鳥宮慶法氏、神谷秀秋氏、前田マリ子氏、前田精一氏、以上の方が豊頃町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名したとおり、第1順位に鳥宮慶法氏、第2順位に神谷秀秋氏、第3順位に前田マリ子氏、第4順位に前田精一氏、以上のとおりの順序に決定しました。

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件

●小野木議長 日程第9 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第10 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成23年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時44分 閉会